

調査研究に係るフローチャート

【調査研究の申請決定と申請書作成】

各作業部会において、調査研究及び発表について議案が提出された場合、その内容について審議し、承認されたのち、調査研究者は「調査研究申請書」(様式1)を作成する。

【申請書の提出】

調査研究責任者は、調査研究者が作成した「調査研究申請書」の内容を確認し、調査研究及び発表に関する応募開始時期の前年度中に、検討部会事務局へ提出する。(各種団体・機関から調査研究及び発表に関する依頼を受けた場合は、提出年度は制限せず、「調査研究申請書」を速やかに提出すること。)

【招集】

調査研究審査委員長による、招集

【書面会議】

調査研究審査委員長が、必要と判断した場合、書面会議を開催
(※申請から審査結果まで少なくとも2週間を要す)

【審査】

調査研究審査委員会による審議

【審査結果】

承認する

条件付きで承認する

保留とする

承認しない

申請書提出の作業部会における再審議

【条件】

1. 倫理審査委員会へ審査を依頼
2. その他(特記)

「倫理審査委員会」※における審査
※「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)に規定

特記された条件を満たす

承認

承認しない

【応募・回答】

1. 公募される学会、シンポジウム等への応募
2. 調査研究の発表の依頼に対する受諾回答

【調査研究実施】

調査研究を実施する

【調査研究結果及び発表内容に関する報告】

調査研究者から調査研究責任者へ調査研究結果の報告

【承認取り消し】

第11条に規定される事実が認められた場合

調査研究責任者(当該作業部会長)から検討部会長への報告

【調査研究結果の発表】

学会、シンポジウム等での調査研究結果の発表

調査研究審査委員長による委員会
の招集

承認取り消しに関する審査

承認継続

承認取り消し